

北海道支部表彰規程の改正について

1. 改正の趣旨

日本雪氷学会北海道支部では2011年度に「北海道雪氷賞（愛称：北の風花賞）」を設立し、今後の雪氷研究の発展や貢献が期待できる論文、社会生活への貢献が期待できる論文や個人を表彰してきた。「北海道雪氷賞」の設立趣旨が、「若手研究者や実務者の活発な学会参加」「幅広い研究分野との連携・融合による研究分野の拡大」であることから、この「北海道雪氷賞」を細分してよりその趣旨を明確にする。

2. 北海道支部表彰規程の改正案

[現在の表彰規程]

公益社団法人 日本雪氷学会北海道支部表彰規程

(目的)

1. 本規程は、北海道における雪氷研究の活性化のために、公益社団法人日本雪氷学会北海道支部における発表論文、貢献者に対しての表彰を行うことを目的とする。

(委員会)

2. 支部長は、受賞論文・受賞者を選定するための日本雪氷学会北海道支部表彰選考委員会（以下、委員会）を設ける。
3. 委員会の委員長は支部長が支部理事の中から指名する。
4. 委員は、委員長が支部会員の中からこれを委嘱する。

(北海道雪氷賞)

5. 委員会は、当該年度に北海道支部の雪氷に投稿された論文の中から、以下の受賞論文を選考する。

北海道雪氷賞（愛称：北の風花賞）

- 研究の着想や取り組みがユニークで、今後の雪氷研究への発展が期待できる論文
- 積雪寒冷地の社会生活への貢献が特に大きい、または今後大きな貢献が期待できる論文
- このほか雪氷学の発展への寄与が期待できる論文

なお、論文に限らず、これまでの北海道支部の活動に貢献した個人を表彰することができる。

(受賞者の決定)

6. 委員会は、各賞の選定結果を支部長に報告する。
7. 受賞論文及び受賞者は理事会の承認を経て、決定する。

(授賞)

8. 授賞式は翌年度の支部研究発表会とし、賞状を授与する。

[改定案]

「公益社団法人 日本雪氷学会北海道支部表彰規程」の5項を以下のように改定する。

(北海道雪氷賞)

5. 委員会は、当該年度の「北海道の雪氷」に投稿された論文、およびこれまで雪氷研究への活動を行った団体や個人に対して、次の各賞を選考する。

北の風花（かざはな）賞：雪氷学の幅広い発展の見地において、今後のさらなる研究を奨励する論文

北の六華（りっか）賞：今後の雪氷学の発展や積雪寒冷地への社会貢献が大きいと考えられる論文

北の蛍雪（けいせつ）賞：積雪寒冷地の社会生活や北海道支部の活動に貢献した団体や個人